

# 改正個人情報保護法 の概要等について

2016年4月14日  
個人情報保護委員会事務局

# 概要

1. 個人情報保護法の改正について
2. 認定個人情報保護団体に期待する役割など

# 1. 個人情報保護法の改正について

1.1 個人情報保護委員会とは

1.2 個人情報保護法の改正について

# 1.1 個人情報保護委員会とは

## 沿革

- **平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置**  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- **平成28年1月1日 特定個人情報保護委員会から改組**  
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

## 任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

## 組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制（行政委員会）
- 委員長・委員は独立して職権を行使
- 委員長・委員の任期は5年



# 1.1 個人情報保護委員会とは一所掌事務

## 【マイナンバー法(\*1)関係】

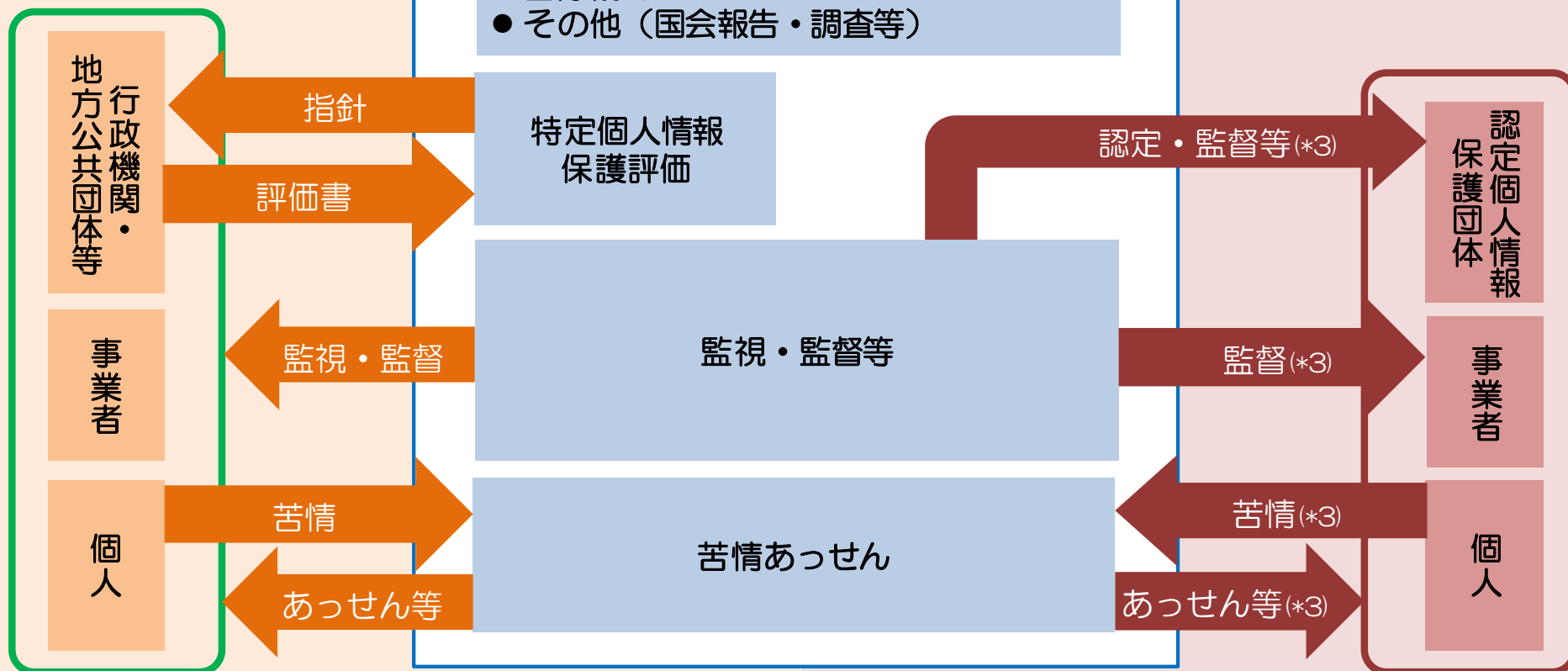
## 【個人情報保護法(\*2)関係】

※マイナンバー法は、  
内閣府が所管

### 個人情報保護委員会

- 個人情報保護の基本方針の策定・推進
- 広報啓発
- 国際協力
- その他（国会報告・調査等）

個人情報保護法は、  
個人情報保護委員会が  
所管

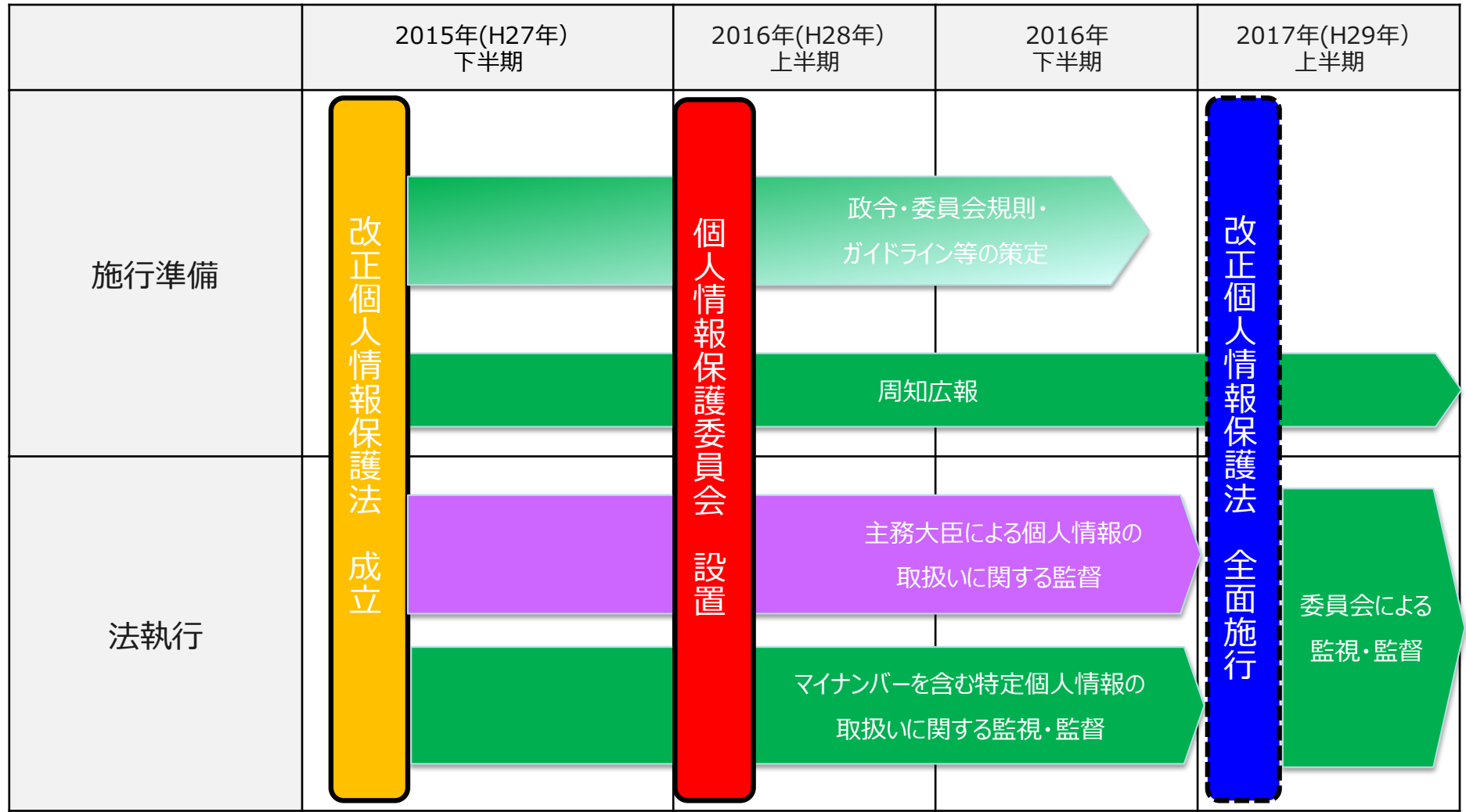


(\*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(\*2) 個人情報の保護に関する法律

(\*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始されます。

# 1.1 個人情報保護委員会－今後のスケジュール



H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内  
に施行

# 1.2 個人情報保護法の改正一背景及び課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

## 環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

### 1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

### 2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

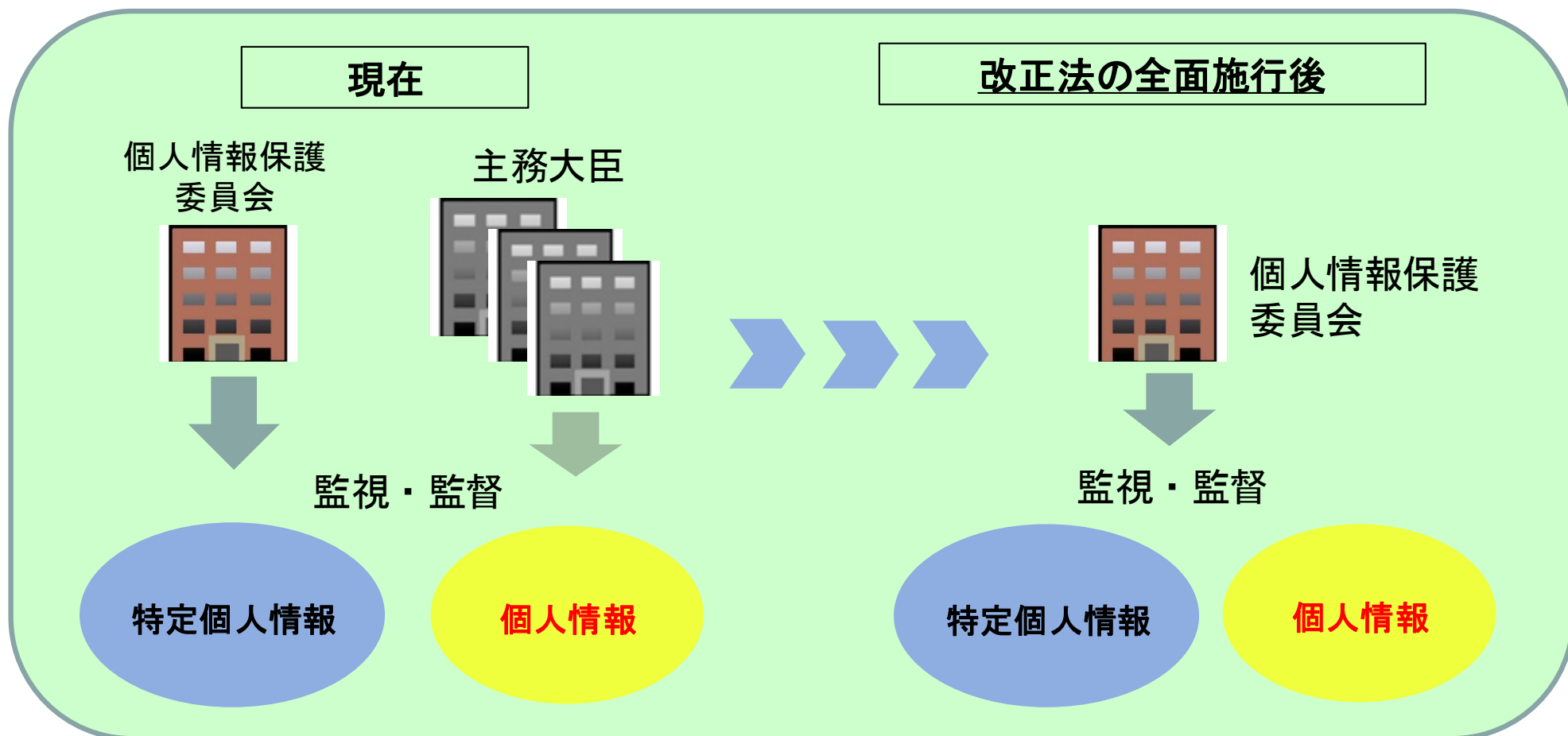
### 3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

# 1.2 個人情報保護法の改正—改正のポイント

## 1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化





# 1.2 個人情報保護法の改正—改正のポイント

## 2. 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
  - ・ 身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データ）を電子計算機の用に供するために変換した符号
  - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）



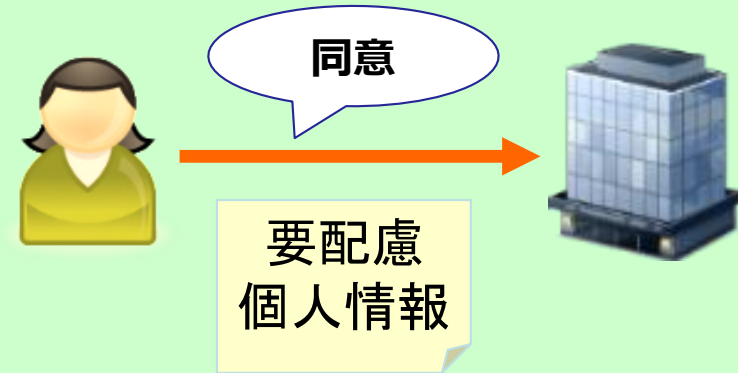
\*政令において、さらに個人情報として規定される情報があるか検討準備中。

# 1.2 個人情報保護法の改正一改正のポイント

## 3. 要配慮個人情報の規定の新設

- 要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

要配慮個人情報を取得又は第三者提供する場合には、原則として事前に本人の同意が必要



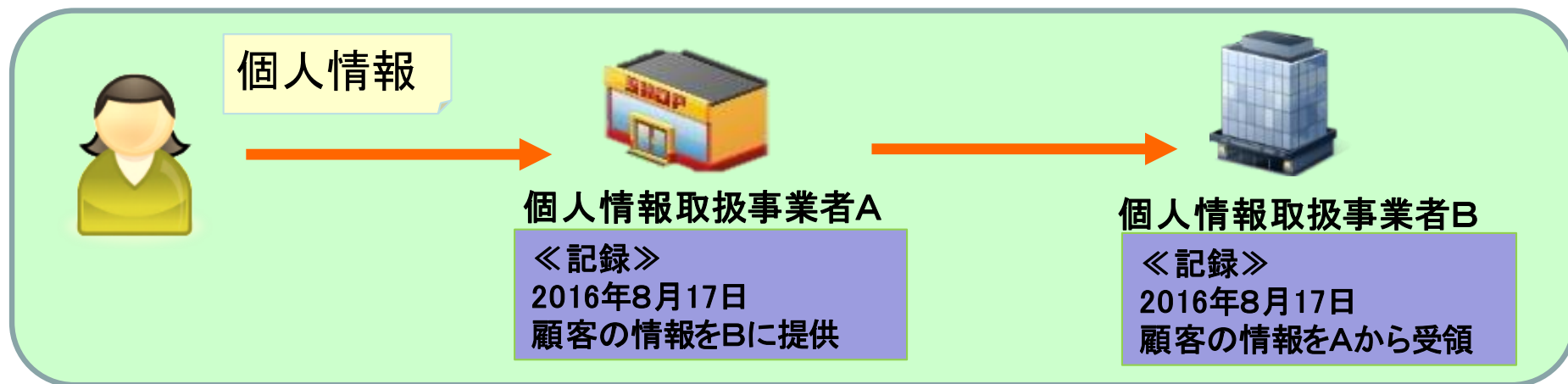


# 1.2 個人情報保護法の改正—改正のポイント

## 5. いわゆる名簿屋対策

### ➤ 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等を義務化

(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、また、第三者に個人データを提供した際も、提供の年月日や提供先の氏名等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付ける。)



- ### ➤ 従業員(元従業員を含む)等が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等提供罪」として処罰の対象とする。(直罰規定。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

# 1.2 個人情報保護法の改正一改正のポイント

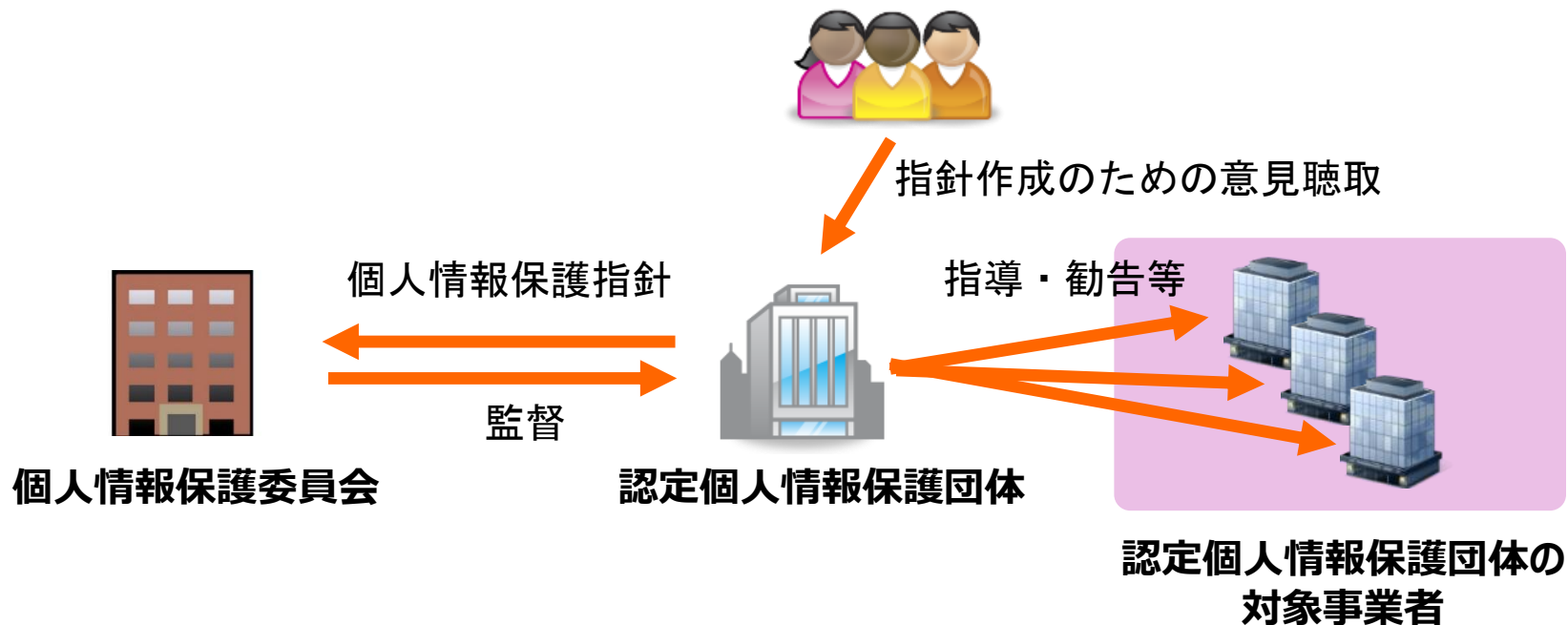
## 6. グローバル化への対応

- 外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定の新設
  - ①外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合
  - ②外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
  - ③外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合  
のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への提供が可能
  
- 個人情報保護法の域外適用に係る規定の新設
  
- 個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定の新設

# 1.2 個人情報保護法の改正—改正のポイント

## 7. 認定個人情報保護団体の活用

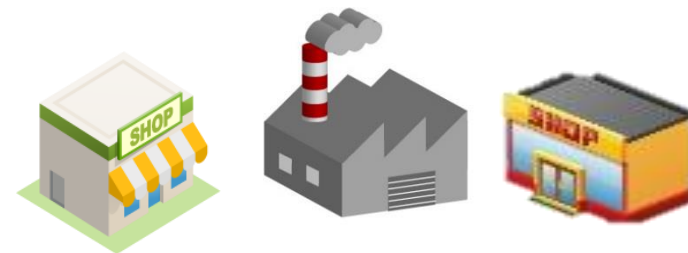
- 個人情報保護指針の個人情報保護委員会への届出を義務とし、個人情報保護委員会はその指針を公表
- 個人情報保護指針を遵守させるための対象事業者に対する指導・勧告等を義務として規定
- 個人情報保護指針作成時の関係者からの意見聴取を努力義務として規定



# 1.2 個人情報保護法の改正—改正のポイント

## 8. その他

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定



- 開示、訂正及び利用停止等について裁判による救済を求めることができる権利を有することを明確化

## 1.2 個人情報保護法の改正—今後の取組

### 1. 個人情報保護法に基づく政令、個人情報保護委員会規則、ガイドラインの策定

#### □ 政令に関する主な検討事項

- ・「個人識別符号」の定義
- ・「個人情報データベース等」からの除外
- ・「要配慮個人情報」における取得時の本人同意の例外 等

#### □ 規則に関する主な検討事項

- ・外国にある第三者への個人データの提供
- ・個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等義務
- ・匿名加工情報の加工基準 等

#### □ ガイドラインに関する主な検討事項

- ・事業規模の小さい事業者への配慮



# 1.2 個人情報保護法の改正—今後の取組

## 2. 苦情あっせん処理

- 認定個人情報保護団体との連携
- 国民生活センター、消費生活センターとの連携

## 3. 海外の執行機関との協力体制の構築

- 国際的な執行協力の枠組みへの参加の検討

## 2. 認定個人情報保護団体に期待する役割など

2.1 認定個人情報保護団体に期待する役割

(2.2 改正を受けて各団体へのお願い)

## 2.1 今後、認定団体に期待する役割

### 改正に伴い、以下のような課題あり

#### (事業者)

- ガイドライン一元化による内容の一般化に加え、匿名加工情報や要配慮個人情報  
の取扱いなど、業界の特殊性を考慮すべきルールの新設
- 個人情報保護指針の作成におけるマルチステークホルダープロセスの導入

#### (委員会)

- 権限一元化と5000人要件削除に伴う、監督範囲の拡大
- 様々な業種における個人情報の運用実態などの把握の必要性

## 2.1 今後、認定団体に期待する役割

### ① 改正法を踏まえた信頼性ある業界ルールの策定

- データ活用とプライバシー保護に関する業界事情を考慮した自主ルール(個人情報保護指針)の策定  
(匿名加工情報の作成ルール、要配慮個人情報の取扱い、第三者提供に伴う確認・記録義務など)
- 消費者団体や有識者などの意見を取り入れた公平なルール作り

## 2.1 今後、認定団体に期待する役割

### ② 対象事業者へのルール徹底、指導、勧告など

- 消費者からの苦情相談体制などの整備（見直し）
- 相談や報告体制の確立、漏えい事案情報の共有など、  
業界内における監督ノウハウの蓄積に向けた運用面の整備。
- 自主ルールに基づき、違反時や漏えい時における原因究明や被害拡大の防止など、団体と事業者での機動的かつ効率的対応。

## 2.1 今後、認定団体に期待する役割

### ③ 事業者と委員会との間の情報の橋渡し

- 事業者への法律や委員会規則、ガイドライン等の周知活動  
(委員会 → 事業者)
- 各業界における事業者の運用実態や制度に対する課題等の  
情報吸い上げ  
(事業者 → 委員会)

## (2.2 改正を受けて各団体へのお願い)

- ① 対象事業者への周知(概要およびスケジュール)
- ② 苦情相談体制などの再確認
- ③ 対象事業者に対する指導体制などの整備
- ④ 個人情報保護指針の見直し
  - 要配慮個人情報の取扱い
  - 第三者提供に係る確認/記録義務
  - 匿名加工情報の作成に係るルール

**ご清聴ありがとうございました。**

---



# 参考資料：新旧対照表

## 団体の認定などに関するもの（抜粋）

改正法	現行法
<p>第47条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、<u>個人情報保護委員会の認定を受ける</u>ことができる。 （省略）</p>	<p>第37条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、<u>主務大臣の認定を受ける</u>ことができる。 （省略）</p>
<p>第47条第2項 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、<u>個人情報保護委員会に申請しなければならない</u>。</p>	<p>第37条第2項 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、<u>主務大臣に申請しなければならない</u>。</p>
<p>第49条 <u>個人情報保護委員会</u>は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。 （省略）</p>	<p>第39条 <u>主務大臣</u>は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。 （省略）</p>
<p>第50条 第四十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>個人情報保護委員会に届け出なければならない</u>。</p>	<p>第40条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>主務大臣に届け出なければならない</u>。</p>

# 参考資料:新旧対照表

## 個人情報保護指針に関するもの（抜粋）

改正法	現行法
<p>第53条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は<b>匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置</b>その他の事項に関し、<b>消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて</b>、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を<b>作成するよう努めなければならない</b>。</p>	<p>第43条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を<b>作成し、公表するよう努めなければならない</b>。</p>
<p>第53条第2項 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	
<p>第53条第3項 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。</p>	
<p>第53条第4項 認定個人情報保護団体は、前項の規定により<b>個人情報保護指針が公表されたときは</b>、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置を<b>とらなければならない</b>。</p>	<p>第43条第2項 認定個人情報保護団体は、前項の規定により<b>個人情報保護指針を公表したときは</b>、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置を<b>とるよう努めなければならない</b>。</p>

# 参考資料：経過措置（附則第4条）

（主務大臣がした処分等に関する経過措置）

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は**第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、**施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、**個人情報保護委員会**がした**勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。**

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。